

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 元 年 (ク) 第 5 6 8 号
決 定 日	令 和 1 年 7 月 1 7 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	草 野 耕 一 山 本 庸 幸 菅 野 博 之 三 浦 守
当 事 者 等	抗 告 人 吉 井 康 雄
原 裁 判 の 表 示	大 阪 高 等 裁 判 所 平 成 3 0 年 (ム) 第 1 8 0 号 (平 成 3 1 年 3 月 2 7 日 決 定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

令和1年7月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 門 脇 浩 樹 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 門 脇 浩 樹

